

冬もやります！ 弟子屈えこパスポート

摩周・屈斜路環境にやさしい観光交通

今年度で6年目を迎え、多くの利用者の皆さんにご好評をいただいている「弟子屈えこパスポート」を、今年の冬も実施します。パスポートを利用すると、期間中限定運行される2路線のバスと既存の路線バスのうち「市内線・川湯線・屈斜路線」が、2・3・5・7日間乗り放題(乗り降り自由)になります。

利用される方の多くは旅行者の方ですが、地元町民の皆さんのご利用も大歓迎です。冬の摩周湖や屈斜路湖、温泉巡りなど、バスを使ってのんびりと楽しむことができます。パスポートを使うといろいろな割引特典も受けられますので、ぜひご利用ください！

- ▶実施期間／1月31日(土)～3月1日(日)の30日間
- ▶有効期間／発行した日から2日間、3日間、5日間、7日間
- ▶運賃／2日間：大人1,500円(12歳以上) 子ども 500円(6歳以上12歳未満)
3日間：大人2,000円(12歳以上) 子ども 700円(6歳以上12歳未満)
5日間：大人2,500円(12歳以上) 子ども1,000円(6歳以上12歳未満)
7日間：大人3,000円(12歳以上) 子ども1,200円(6歳以上12歳未満)
- ▶発券窓口／JR摩周駅観光案内所・ツーリズムてしかが
- ※問い合わせ先／(株)ツーリズムてしかが(☎483-2101)
- ▶有効区間
 - 期間限定バス／①摩周駅～道の駅～摩周湖第1展望台(1日4便) ※1便目はジャンボタクシーによる運行
②川湯温泉駅～川湯市街～砂湯～コタン～摩周駅(1日3便)
 - 定期路線バス／市内線・川湯線・屈斜路線

時刻表、特典などのえこパスポートに関する詳しい情報は、ホームページ(<http://www.eco-passport.net>)でご確認いただけます！
役場にもこれらの資料がありますので、お問い合わせください。

問い合わせ先／役場環境生活課生活係 ☎482-2934 (課直通)

皆様のご来校をお待ちしています！

弟子屈小学校

地域公開参観日

1月31日(土)

授業公開時間

3時間目(全学級 道徳) 10:35～11:20
4時間目 11:25～12:10

※ご来校の際には、上靴をご持参ください。
※体育館横の駐車場は使用できません。役場か商工会、修武館の駐車場をご利用くださるようお願いいたします。
※特別な事情により体育館横の駐車場使用を希望される方は、事前に学校(教頭)までご連絡ください。

問い合わせ先／弟子屈小学校 ☎482-2044




冬季間の暖房費助成申請はお早めに

2014年11月4日から、福祉灯油等購入事業の申請受け付けを行っています。助成を希望される方は、お早めに申請をお願いします。

- ▶対象世帯
2014年11月1日現在、本町に住民票がある方で、町民税が非課税である次のいずれかに該当する世帯です。
 - 高齢者世帯／2014年11月1日時点で、70歳以上の方のみの世帯(70歳以上の方と18歳未満の児童のみの世帯も含む)。
 - 障がい者世帯／身体障害者手帳(1級または2級)、または療育手帳(A判定)、精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている方のいる世帯。
 - ひとり親世帯／配偶者のいない方が18歳未満の子を扶養している世帯。

- ▶対象とならない場合
 - 施設入所している方のみの世帯
 - 上記の障がい者の方と住民票上は同一の世帯でも、実際は別居である場合
 - 住民票上は高齢者世帯でも、18歳以上の子などと事実上は同一世帯である場合
 - 生活保護を受けている世帯
- ※要件によっては該当とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

▶助成の内容
弟子屈町内の契約業者で灯油などを購入できる『福祉灯油等購入券』(灯油20リットル分×5枚)を交付します。
石炭など灯油以外の暖房燃料の場合は、2014年11月1日現在での町の灯油購入価格に100を乗じた額(10円未満切り捨て)を助成します。

▶申請方法
申請は2月2日(月)まで受け付けます。
助成を希望される方は、印鑑をお持ちの上、役場福祉こども課社会福祉係、または川湯支所で申請してください。

追加給付を行います
今年度は燃料費や電気料の上昇が見込まれるため、10リットル分の追加給付を行うことになりました。
今年度、既に給付されている方には順次、追加分の『福祉灯油等購入券』を簡易書留で送付しますので、あらためて申請する必要はありません。

問い合わせ先／役場福祉こども課社会福祉係 ☎482-2921 (課直通)

水道料金の助成を行っています

町では町内在住の高齢者世帯など、次の対象世帯の方に水道料金の一部助成を行っています。
対象世帯に該当する方で、助成を希望される場合はお申し出ください。
昨年度この助成金を受給している方は、世帯状況に変動がない限り自動的に継続しますので、あらためて申請する必要はありません。

- ▶対象世帯／本町に住民登録をし、水道料を納付している世帯で次のいずれかに該当する世帯。ただし、生活保護法による生活扶助を受けている世帯を除きます。
 - ①身体障害がい者等世帯／身体障害者手帳(1級または2級)、または療育手帳(A判定)、精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている方のいる世帯。
 - ②ひとり親世帯／配偶者のいない方が18歳未満の子を扶養している世帯。
※2014年10月から父子家庭も対象になりました。
 - ③高齢者世帯／70歳以上の方のみの世帯(夫婦の場合は一方が70歳以上でその配偶者が65歳以上の世帯を含む)・70歳以上の方と18歳未満の児童のみの世帯。

▶助成金額／月額300円(年額3,600円)
※年度途中から対象世帯に該当となった場合は、その月から助成します。

▶申請方法／2月27日(金)までに、印鑑と振込先口座番号の分かるものをご持参の上、役場福祉こども課または川湯支所までお越しください。(来庁が困難な場合は電話連絡でも構いません)

問い合わせ先／役場福祉こども課社会福祉係 ☎482-2921 (課直通)